

蘭牟田池

いむたいけ

鹿児島県薩摩川内市



蘭牟田池の全景



[登録番号] 1544

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 60ha

[湿地のタイプ] U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原、O:永久的な淡水湖沼(8haより大きい)。大きな三日月湖を含む

[保護の制度] 生息地等保護区管理地区(種の保存法)

[国際登録基準] 2

湿地の概要

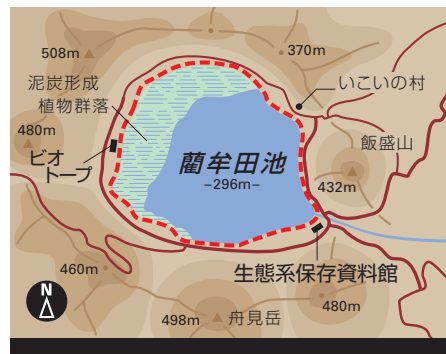
蘭牟田池は、鹿児島市の北西25km、薩摩川内市を流れる川内川の上流部の山中にある面積60ヘクタールの池で、飯盛山の噴火でできた火口部に水が溜まってできた火口湖である。蘭牟田池は、周囲約3.3kmで、ほぼ丸い形をしている。

水面部の標高は296m、周囲を標高400～500m級の山々に囲まれ、山頂部の池側である火口壁の内側は、急な崖状になっている。流入河川はなく、流出河川が1本だけあり、東側の標高の低い部分から流れ出している。

池の北西部には泥炭層が堆積し、低層

湿原になっている。比較的温暖な気候のこの地域では珍しい泥炭質の浮島が多くみられることから、泥炭形成植物群落が国の天然記念物に指定されている。

最大水深約2.7m、平均水深約0.8mの浅い池で、周囲に人家も数戸しかなく、静かな環境にある。湿原にはヨシやマコモが繁茂し、トンボ類をはじめとした昆虫、水鳥、魚類などが生息する池となっている。



浮島

湿地にかかわる動植物

蘭牟田池を代表する生き物は、止水性のトンボである。トンボの産卵と羽化に適した環境であるこの池には、ベッコウトンボ、オオヤマトンボ、マイコアカネ、ベニトンボ、チョウトンボなどの、多くの種類のトンボが生息している。

日本には、約200種のトンボ類が生息しているが、蘭牟田池では54種類が確認されている。なかでもベッコウトンボは、絶滅の危機に瀕している湿地性トンボ類の筆頭にあげられ、蘭牟田池はその限られた生息地となっている。ベッコウトンボは、体長4cm前後の茶褐色(べっこう

色)の羽に黒褐色の斑紋が特徴である。

そのほか多くの昆虫類や、カエルをはじめとした両生類、トカゲ、ヘビなどの爬虫類、ウナギ、フナ、ドジョウなどの魚類が生息している。本来生息していないはずのブラックバス、ブルーギルなどの外来魚も生息しており、生態系に影響を与えていることから駆除にも取り組んでいる。

鳥類に関しては、冬にカモ類が多く見られる。植物では、泥炭形成植物群落があるほか、周囲には、南九州を象徴する植物群落が形成されている。



ベッコウトンボ

保全・管理の取組

地元では「ベッコウトンボを保護する会」や「いむた池愛好会」といった市民団体が活動している。湖畔には、ベッコウトンボなどの希少動植物が生息していること、これらの動植物を保存・保護していくための普及啓発活動の拠点としての生態系保存資料施設「アクアタイム」が設置されており、来訪者へ情報提供をしている。

湖畔は県立自然公園に指定され、周回

道路、展望地、キャンプ場等が整備されている。来訪者はサイクリング、ランニング、キャンプ、手こぎボート、釣り等のレジャーを楽しむことができ、湖面利用のゾーニングや外来魚回収ボックスによって環境保全との両立が図られている。



アクアタイム

ワイズユースの取組

蘭牟田池を代表するベッコウトンボについて、生息状況を継続的に調査し、蘭牟田池周辺の自然環境に対する理解を深め、保護意識の向上を図ることを目的として、ベッコウトンボ頭数調査会を実施している。

また、蘭牟田池には特定外来生物であるブラックバスとブルーギルが繁殖し、ベッコウトンボのヤゴや、従来から生息している魚の稚魚などを捕食するおそれがあることを踏まえ、これらの駆

除を目的とした釣り大会を実施している。2020年以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から残念ながら実施できていない。

薩摩川内市では、外来魚を駆除することを目的とした外来魚回収ボックスに投入された内容物を回収する事業や、市が設置した蘭牟田池ビオトープを維持管理することを目的とした事業を地元の団体等に委託して実施している。



ビオトープ



外来魚回収ボックス

関連自治体

薩摩川内市役所 ☎0996-23-5111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

蘭牟田池(いむたいけ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 薩摩川内市

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03